

平成 29 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

|          |          |     |
|----------|----------|-----|
| 第 4 回臨時会 | 4 月 25 日 | 開 会 |
|          | 4 月 25 日 | 閉 会 |

南 三 陸 町 議 会

平成 29 年 4 月 25 日（火曜日）

第 4 回南三陸町議会臨時会会議録

平成29年第4回南三陸町議会臨時会会議録第1号

---

平成29年4月25日（火曜日）

---

応招議員（16名）

|     |          |     |          |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番  | 後藤 伸太郎 君 | 2番  | 佐藤 正明 君  |
| 3番  | 及川 幸子 君  | 4番  | 小野寺 久幸 君 |
| 5番  | 村岡 賢一 君  | 6番  | 今野 雄紀 君  |
| 7番  | 高橋 兼次 君  | 8番  | 佐藤 宣明 君  |
| 9番  | 阿部 建 君   | 10番 | 山内 昇一 君  |
| 11番 | 菅原 辰雄 君  | 12番 | 西條 栄福 君  |
| 13番 | 後藤 清喜 君  | 14番 | 三浦 清人 君  |
| 15番 | 山内 孝樹 君  | 16番 | 星 喜美男 君  |

---

出席議員（16名）

|     |          |     |          |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番  | 後藤 伸太郎 君 | 2番  | 佐藤 正明 君  |
| 3番  | 及川 幸子 君  | 4番  | 小野寺 久幸 君 |
| 5番  | 村岡 賢一 君  | 6番  | 今野 雄紀 君  |
| 7番  | 高橋 兼次 君  | 8番  | 佐藤 宣明 君  |
| 9番  | 阿部 建 君   | 10番 | 山内 昇一 君  |
| 11番 | 菅原 辰雄 君  | 12番 | 西條 栄福 君  |
| 13番 | 後藤 清喜 君  | 14番 | 三浦 清人 君  |
| 15番 | 山内 孝樹 君  | 16番 | 星 喜美男 君  |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

|   |   |    |          |
|---|---|----|----------|
| 町 | 長 | 佐藤 | 仁 君      |
| 副 | 町 | 長  | 最知 明 広 君 |

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 會計管理者兼出納室長           | 三 浦 清 隆 君 |
| 總 務 課 長              | 高 橋 一 清 君 |
| 企 画 課 長              | 阿 部 俊 光 君 |
| 震災復興企画調整監            | 檀 浦 現 利 君 |
| 管 財 課 長              | 佐 藤 正 文 君 |
| 町 民 税 務 課 長          | 阿 部 明 広 君 |
| 保 健 福 祉 課 長          | 三 浦 浩 君   |
| 環 境 対 策 課 長          | 佐 藤 和 則 君 |
| 農 林 水 産 課 長          | 及 川 明 君   |
| 商 工 観 光 課 長          | 佐 藤 宏 明 君 |
| 建 設 課 長              | 三 浦 孝 君   |
| 建設課技術参事<br>(漁港・漁集担当) | 田 中 剛 君   |
| 危 機 管 理 課 長          | 村 田 保 幸 君 |
| 復 興 推 進 課 長          | 男 澤 知 樹 君 |
| 總 合 支 所 長            | 阿 部 修 治 君 |
| 南三陸病院事務長             | 佐々木 三 郎 君 |
| 上下水道事業所長             | 糟 谷 克 吉 君 |
| 總 務 課 長 補 佐          | 大 森 隆 市 君 |
| 總務課主幹兼財政係長           | 佐々木 一 之 君 |

教育委員会部局

|             |           |
|-------------|-----------|
| 教 育 長       | 佐 藤 達 朗 君 |
| 教 育 總 務 課 長 | 菅 原 義 明 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 三 浦 勝 美 君 |

事務局職員出席者

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 事 務 局 長                  | 佐 藤 孝 志 |
| 總 務 係 長<br>兼 議 事 調 査 係 長 | 小 野 寛 和 |

平成29年4月25日（火曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 行政報告
  - 第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
  - 第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
  - 第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
  - 第 8 議案第61号 工事請負契約の締結について
  - 第 9 議案第62号 財産の取得について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

午前9時59分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

平成29年度初の議会ということになります。あわせて、議会基本条例制定後初の議会でございます。議員各位には十分意識して発言されますようお願いを申し上げます。あわせて、当局にもかかわることでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

本会議開催前に、当局より4月1日付人事異動に伴い議場出席課長等に異動があり、議会に紹介したい旨、申し入れがありましたので、これを許可いたします。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

それでは、4月1日付人事異動によりまして、異動のあった議会出席管理職につきましてご紹介をさせていただきます。お手元に名簿がございますので、名簿をごらんいただきたいと思っております。

会計管理者兼出納室長三浦清隆、前職総務課長。管財課長佐藤正文、前職保健福祉課長補佐。町民税務課長阿部明広、前職生涯学習課長兼図書館長です。環境対策課長佐藤和則、前職町民税務課長。農林水産課長及川 明、前職上下水道事業所長。商工観光課長佐藤宏明、前職産業振興課長補佐。建設課技術参事（漁港・漁集担当）田中 剛、前職兵庫県県道整備部参事を勤めて4月から着任でございます。危機管理課長村田保幸、前職危機管理課調整監でございます。復興推進課長男澤知樹、前職復興市街地整備課長補佐。上下水道事業所長糟谷克吉、前職復興事業推進課長。生涯学習課長三浦勝美、前職町民福祉課長兼歌津公民館長。総務課長高橋一清、前職産業振興課長。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出がありこれを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、12番西條栄福君、13番後

藤清喜君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成29年第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り感謝を申し上げます。

平成29年第3回臨時会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、南三陸ハマレ歌津のオープンについてご報告を申し上げます。

先般4月23日、歌津伊里前地区において、本設の商店街、南三陸ハマレ歌津がオープンいたしました。

平成23年12月から仮設商店街として、これまで歌津地区の賑わいを創出、牽引してこられた同商店街ですが、新たに延床面積約800平方メートル、木造平屋建ての2棟からなる建物として、隈 研吾氏の設計による、南三陸材を使用した温かみと親しみの感じられる施設として建築されました。

町民の身近な商店街としての機能のほか、南三陸歌津を訪れる来訪者の方々にもご満足いただけるような店舗が8店舗入店しております。

オープン当日には、議員の皆様を初め、これまで地域の商店街として支えていただいた多くのご来賓の皆様のご列席によりまして、新しい商店街の門出をお祝いしていただきました。オープン当日には3,000人のお客様にご来場いただき、大変お喜びをいただきました。

改めまして、商店街オープンに際し、周辺環境も含めた基盤整備や店舗建設などにご尽力いただいた多くの関係者の皆様に感謝を申し上げさせていただきます。

南三陸ハマレ歌津は、南三陸さんさん商店街とともに、町に人が集いにぎわう交流と情報発信の拠点となりますことから、町内外を問わず多くの皆様のご利用、ご来場をいただきたいと考えております。

続きまして、災害公営住宅における住宅使用料請求のおくれについてご報告を申し上げます。

当町の災害公営住宅につきましては、平成28年度までに全ての整備が完了し、既に入居が開始されておりますが、このうち、一部の入居者に対しまして、入居後の住宅使用料の請求事務のおくれが発生している状況であることが確認されました。

今回の対象となる入居者、未請求件数・金額等については現在調査中であり、確認ができ次第、入居者への説明及び今後の収納事務の進め方等について検討してまいりたいと考えております。

今後につきましては、このような事案の発生を防ぐため、事務処理体制の確立を早急に図ってまいりたいと考えております。

なお、対象となります入居の皆様方には、ご迷惑をおかけしておりますこととお詫び申し上げます。調査結果が出次第、議会の皆様方にご報告を申し上げます。ご了承をいただきたいと思っております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時08分 休憩

---

午前10時43分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、参考資料の入札結果についてなんですけれども、館浜の応急仮設の解体工事、入札なさって、入札3回目で落札したのかと思います。これ、私の記憶で



は7,300万円減額しているんです。館浜から大森に移設をしたいんだけど、大森の住宅があかないためにこれを実施しかねて、7,300万円減額するということで、定住促進住宅移設工事で。

この予算、平成28年度の仮設の住居解体工事になっていますけれども、予算は、これはどこでとっているのか、素朴な疑問ですけれどもお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 7,000万円減額して、移築費は減額をいたしました。解体費は災害工事費の中で3月に計上させていただきまして、繰り越しの手続をさせていただいたという状況でございますので、平成28年度の予算で事業を執行しているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この7,300万円以外に残った額があつて、それを繰り越してという形ですか。工事名は平成28年度の工事名だけれども、予算は平成28年度の繰り越してということととっているわけですね。了解しました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 館浜の住宅の解体ということで、入札に関してではないんですけれども、立派な材料を使っていたもので、どうにかして再利用というか、材木だけでも使えるような形にはならなかったのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 応急仮設住宅の解体につきましては、議員おっしゃるとおり、経済的なことは除いてもったいないという思いがありまして、前回、再利用できないかということで、定住促進住宅に再利用させていただきました。今回も同じような考えで進めてきたわけですけれども、先ほど3番議員がおっしゃったとおりの理由でございまして、断念をしたという状況でございます。

基本的に、再利用するとなると全て手で解体をしなければならないという部分がございます。それと、実は再利用と申し上げましても、口頭的な部分しか実は再利用できなくて、ほぼほぼ新設した値段と余り変わらない金額になってしまうという状況がございます。

今回につきましては、解体という決定をした関係上、通常の機械による解体ということで、発生した材料につきましては産廃処理ということで工事を進めているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長より機械で解体ということで、ミンチのようにしたのかどうかわからないんですけども、どうしても立派な材料なので、移設してそのままの形に利用するというんじゃないくて、材料として使えるように再利用できなかったのか、もう一回だけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 材料としてということになりますと、いずれ後で使えるということ的前提ということですか。

だとすると、実は、国からの補助等がございまして、その辺がどうなのかちょっとわからないんですが、通常解体をすれば一般的には産廃が発生するというので解体したことの事実がわかるわけですけども、もしそれをどこかに保存をしていくということになりますと、解体の事実をどうやって把握をするか。実は、簡単にいえば木材の量で事業費が決まる部分もございまして、その辺をどうやって清算をして国に報告するかということが非常に面倒になってくると思いますし、実際どういうふうに申請をするか、私もよくわからない点がございまして。そういうことを考えますと、確かにもったいないことはもったいないんですが、経済的なことを考えれば、メリットがないという大変語弊がございましてけれども。

実は、時間があればよろしいんですが、所有者の方から、工期が5月12日ということになっていますけれども、5月12日には土地の返還を求められているという状況がございまして。多分、その辺を考慮しますと、手でゆっくり丁寧に取り外しをして、後の手続きはどうあれ一旦保管をするという手もございましてけれども、それですと返還期日に間に合わないと、また別な問題が発生するということがございましてので、今回は機械による一般的な解体とさせていただきますという状況でございまして。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりましたけれども、解体の事実の証明とかっていうのは、例えば現物じゃなくとも写真等でもこれはできるんじゃないかと思います。

あとは、土地の明け渡しが迫っていたということなんですけれども、それはもう前々から決まっていたことで、実は先日も用事で写真を撮りに行ったら地区の方がおりまして、こいつ壊してしまうんだっていうことを話したら、もったいないもったいないって、大工でもいれば壊してもらって俺が使いたいとあって、そういう方も随分いましたので、これは法的なところをもう少し、課長も忙しいでしょうけれども、今後似たようなことも出てくるかもしれないので、再利用等できるような段取り等も検討していく必要があると思いますが、その

点検討できるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 解体の事実といいますか、工事費の積算上、発生物の数量が確認できないと工事費の清算ができないということなので、そこはちょっとご理解いただければと思います。やれないことはないのですが、お金をどうやって清算するのということでございます。

それから、再利用でございますけれども、今回は応急仮設住宅、大規模災害がございましたので応急的なものとしてつくってございます。そのため、当初建築確認をとっていないと。事後報告の建物でございます、これを利用して新たに建てるということになりますと、新たに建築確認を取得して、建築基準法に合致するようにつくらざるを得ないということになりますと、簡単に言うと部品が足りないということになります。ですから、皆さん欲しい欲しいということをおっしゃるんですが、実際お金の話になると大概の方は手を引っ込めてしまうという状況でございます。

私ももったいないという気持ちはあるのでわかるんですが、そこはよくご理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これで工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

---

#### 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（星 喜美男君） 日程第5、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年3月31日付で専決処分を行った南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、承認第1号の細部説明をさせていただきたいと思えます。

承認第1号は、南三陸町町税条例等の一部を改正する条例になります。議案書は3ページから20ページになります。

まず、この条例改正の概要につきましてご説明申し上げます。

この条例は大まかに分けまして2つの改正になります。

議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

まず1点目の第1条の町税条例の一部改正では、2本立てになっております。第1条は平成17年条例第55号の町税条例の一部改正で、主に町民税と固定資産税の改正になります。

議案書では11ページになりますけれども、2点目の第2条の町税条例等の一部を改正する条例の一部改正では、平成28年の条例14号の一部改正と、議案書では16ページの下段になります。この平成28年の条例で一部改正した平成26年条例第8号の改正附則の一部改正と、平成29年条例附則第5条の一部改正で、主に軽自動車税の改正になります。

詳細につきましては新旧対照表でご説明いたしますが、改正内容につきましては3月29日の全員協議会でご説明したものと同様でございますので、できるだけ簡単に説明させていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

まず、1点目の平成17年条例第55号の町税条例の一部改正からご説明申し上げます。議案関係参考資料は2ページから61ページになります。

それでは、議案関係参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

町民税関係です。まず第33条は、所得割の課税標準です。上場株式等に係る特定配当と、3ページの上段の特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、申告に基づいて課税方式を決定するよう規定を明確にしたものでございます。

3ページの中段でございます。

第34条の7は、寄附金税額控除に関しまして、引用先や引用条項の条ずれの改正でございます。

4ページをお開き願います。下段でございます。

第34条の9は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関しまして、第33条の改正に伴う

所要の規定を整備するものでございます。

5ページをお開き願います。上段です。

第36条の2、町民税の申告に関しまして、特定非営利活動促進法の一部改正に伴う改正でございます。

6ページの中段でございます。

第48条につきましては、法人町民税の申告に関しまして、引用条項の項ずれや文言の整理になります。

2ページ飛んでいただきまして、9ページをごらんいただきたいと思います。

第50条は、法人町民税の不足額の納付手続に関しまして、文言の整理と、それから10ページを開いていただきまして、第4項の法人町民税の増額更正があった場合に、延滞金の計算の基礎となる基幹に係る規定を整備するものでございます。

11ページの中段でございます。

固定資産税になります。第61条第8項は、固定資産税の課税標準に関しまして、被災した償却資産を代替取得する場合の申請特例を申請するものでございます。

第61条の2は、固定資産税の課税標準に関しまして、全員協議会の際にもご説明いたしましたが、家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産にわがまち特例を導入いたしまして、特例割合を定めるものでございます。このわがまち特例とは、平成24年の税制改正で措置されたものでございますが、地方税法に定める特例措置についての見直し等を行う際には、全国一律の特例措置でなければ政策目的を達成することが困難である特段の事情がない限り、地域決定型の地方税制特例措置方式とするものでございまして、国が定める範囲内において条例で定めて減免するというものでございます。今回は第61条の各項でその特例割を定めております。

12ページをお開き願います。上段でございます。

第63条の2と下段の63条の3は、本町には特に関係ないんですけれども、居住用の超高層建築物いわゆるタワーマンションの税額の按分方法を定めるものでございます。

1ページ飛んでいただきまして、14ページをお開きいただきます。下段です。

第74条の2は、被災住宅用地等の特例に関しまして、全員協議会の際にもご説明いたしましたが、適用期間の拡充や軽減措置を常設化するものでございます。

15ページをお開き願います。下段でございます。

ここからは町民税、固定資産税、軽自動車税関係の附則の改正になります。地方税法附則の

一部改正などによるものですが、全員協議会の際にもご説明しましたように、配偶者控除等の見直しに係る改正なので、細々としたものでございますので、ここでの説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、少し飛んで38ページをごらんいただきたいと思います。

ここから2点目の第2条関係で、61ページまでが対象になります。

2点目は、軽自動車税と法人町民税関係の改正になります。

今回の主な改正内容につきましては全員協議会でご説明したとおりでございますけれども、まずは今年度の税率については変更がないことから、そのことをあらかじめご承知おきいただきたいと思っております。

また、改正条文に関しましては、改正の時期が平成29年4月1日、平成31年10月1日、それから改正条例の平成29年4月1日時の改正と3段階方式での変更となりますことから、技術的な説明が大変難しく、時間も必要となりますことから、1条ごとの詳細な説明は省略いたしまして、概要説明とさせていただきますことをよろしくお願い申し上げます。

それから、改正の枠組みでございますけれども、改正のポイントは3点ございます。

1点目は、低排出ガスや燃費性能にすぐれた環境の負荷の小さい軽自動車の税率を軽減する現行のグリーン化特例、このグリーン化の経過特例等、省エネの燃費基準に応じて、例えば電気自動車や天然ガス自動車などは75%の軽減、それから2020年度燃費性能基準を達成したガソリン車は50%または25%に軽減するという内容ですが、これが2年間延長されたということでございます。

2点目につきましては、軽自動車税に係る自動車取得税が廃止されまして環境性能割が創設されることになっていましたけれども、これが平成31年10月1日に延長されまして、税率区分については平成31年度税制改正で見直しされる形になりました。この2つの要因で、軽自動車税の種別割が延期されたということでございます。

3点目です。消費税等の税率引き上げに合わせまして、施行予定としていた法人税割の税率の引き下げ導入時期が平成31年10月1日に延期になったこと。

以上3点がポイントになります。これらの内容が盛り込まれたということで、ご理解をいただきたいということでございます。

なお、これらの一部改正条例につきましては、平成29年4月1日の施行となりますことから、専決処分とさせていただいたものでございます。

以上、承認第1号の細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時19分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ただいまの長々の説明で理解しかねた部分もございます。そうした中で、この条例を改正することによって、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、主な変わるものがどのようにこの町の人数、そしてこれを改正することによってどのぐらいのプラス・マイナス、その税収、そして、また軽自動車の場合ですとグリーン化、省エネ車に乗った場合、それを買った場合75%の減とありますけれども、そういう車がこの町で登録になった場合、75%を減ということは、乗用車とバンとトラックとそれぞれ違うと思うんですけれども、一番高い軽自動車税に値するとどのぐらいの減になるのか、その辺です。今後の見通しをどのように積算しているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 先ほどの町民税関係なんですけれども、そちらにつきましては、平成30年度については影響がないのかと考えています。細かな積算はしてございませんけれども、余り大きな影響はないのかというふうに感じております。

それから、軽自動車税なんですけれども、先ほどお話ししたんですけれども、税率そのものにつきましては据え置きで変わってございませんので、影響額はないと考えてございます。ただ、新車の登録台数がどれぐらいになるのかはちょっとわかりかねるところではございますけれども、大きな影響はないと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今のご答弁ですと、変わりはないって言うんですけれども、例えば平成31年から施行改正ということなんですけれども、平成30年度は変わりなくとも、今後この条例を改正して施行していくのに、全く変わりはないんですか、今後。これが国でもこういう省エネの車を推奨していると思うんです。そうした場合、今国で75%減額しますというのはどういう理由なのか、もう一度ご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君）　まずもってその省エネを推進したいというところは第1点目でございます。

それから、影響額なんですけれども、平成31年度でもう一度税制改正になる予定でございますので、その段階の税率でどうなるかちょっと今のところまだわからないという状況でございます。

○議長（星　喜美男君）　及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　確か2年前、この軽自動車税の見直しをしました。見直しをしてから多分2年前ぐらいだと思うんですけれども。その間の軽自動車税の税収というものはどのぐらいのアップになったのか、わかっている範囲でお答え願います。

○議長（星　喜美男君）　町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君）　平成27年度の調定額が3,800万円ほどでございます。平成29年度につきましては4,500万円ほどという形になっています。

○議長（星　喜美男君）　ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君）　6番です。

私も1点だけ伺いたいと思います。今前者の質問等で、平成31年度で見直しというそういう答弁がありました。それで伺いたいのは、今回の専決処分、るるいろいろあるんですけれども、今回のあれで専決処分されたことによって今年度の税収は上がるのか下がるのか。逆に捉えると、自動車税初め税金がどういった形で上がるのか、下がるということはないんでしょうけれども、そのままなのか、簡単に伺いたいと思います。

○議長（星　喜美男君）　町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君）　軽自動車につきましては、先ほどお話ししましたとおり、税率は変わらないので現状が同じであればそのままという形になると思います。（「そのほかの固定資産税の影響額は」の声あり）その他の影響額は少ないと考えておりますけれども、どのぐらいになるのかちょっとまだわからない状況です。

○議長（星　喜美男君）　今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君）　車に関しては今のあれでわかったんですけれども、固定資産等そういったやつに関して、今回の専決処分でどのような影響が出るのか、しっかりした数字じゃなくてよろしいですんで、上がるのかそれともそのままなのか、ある程度の見通しというか、そういったやつを伺いたいと思います。

○議長（星　喜美男君）　町民税務課長。



○町民税務課長（阿部明広君） 例えば、わがまち特例の部分に関しましては、対象となる企業が出てこない対象にならないということでございますので、影響額というのは多分少ないんだらうと考えております。

町民税に関しましては、一番大きいのは扶養控除の関係だと思っておりますけれども、そちらの部分は平成31年度以降に適応になるということですので、今年度については影響が少ないと考えております。（「わかりました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（星 喜美男君） 日程第6、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第2号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年3月31日付で専決処分を行った南三陸町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、承認第2号の細部説明をさせていただきたいと思

ます。

承認第2号は、南三陸町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例になります。議案書は23ページから24ページです。

説明につきましては、新旧対照表でご説明いたしたいと思いますので、議案関係参考資料の62ページをお開きいただきたいと思います。

第24条は、国民健康保険税の減額対象世帯の軽減判定所得の算定方法の改正になります。具体的には、第2項で5割軽減の対象となる所得の算定において基礎控除額に加算する被保険者数に乘すべき1人当たりの軽減基準額を27万円に、第3項では2割軽減の対象となる所得の算定において基礎控除額に加算する被保険者数に乘すべき1人当たりの軽減基準額を49万円に変更するものです。附則の第10項は、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

63ページをお開きいただきます。

附則の第11項は、町民税で分離課税される特例適応配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定を新設するものでございます。

これらの一部改正条例につきましては、平成29年4月1日の施行となりますことから、専決処分をしたものでございます。

以上、承認第2号の細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（星 喜美男君） 日程第7、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第3号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年3月31日付で専決処分を行った南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長補佐（山内裕一君） それでは、承認第3号の細部説明をさせていただきます。

議案書は27ページをお開きください。

承認第3号は、南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例になります。

この条例は3条立てになっておりまして、第1条は復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例、第2条では企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例、第3条では過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例のそれぞれの一部改正になります。

詳細につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、議案関係参考資料の65ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2条の改正で、産業集積区域内の課税免除の適用期間なんですけれども、これを4年間延長するというものでございます。

66ページをお開きいただきます。

第2条の改正で、企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における課税免除の適用期間を1年間延長するものでございます。

67ページをお開きください。

第1条の改正で、過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除の対象となる事業を農林水産物等販売業に変更するものでございます。

なお、これらの一部改正につきましては、平成29年4月1日の施行となりますことから、専

決処分をしたものでございます。

以上、承認第3号の細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ただいまの説明ですと、固定資産税の免除というんですけれども、第1条から第2条、第3条、それぞれ名目があります。さて、その名目の免除をした場合、今までとこれからこれが施行された後には、どのような違いが出てくるのかお伺いします。

それと、農林水産物販売業、この名目が変わるわけですけれども、これによって承認第3号の過疎地域自立促進特別措置法の関係ですけれども、これが変わったことによって該当する、例えば具体的な施設等があるのであれば、その辺もお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まずもって影響額なんですけれども、企業立地の関係につきましても、今該当がございません。過疎地域についても該当がありません。復興産業集積区域内につきましても、平成28年度の対象が家屋で12件、償却資産で15件、合計で4,700万円ほどの課税免除の金額となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、免除が数十件、12件と15件、27件ほどですか。4,700万円の税収の減というようになるわけですけれども、この該当する集積区域、この区域について、どの辺が、地域で区域になっているのか、それとも工場、そういうものでなるのか、建物でなるのか地域でなるのか、その該当範囲をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 全町が対象になるんですけれども、例えば国道45号とか国道398号沿いとか、そういったところが該当になるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 国道45号、国道沿いに該当になるということなんですけれども、これ4,700万円の税収の減になるわけですよね。この数字が出ているということは、該当区域が、今盛り土した、新しく建てる工場、あの辺が該当になるのかどうか、どこを指しているのかちょっとこの辺、もう少し具体的にご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ちょっと個別にどこが対象になっているか、先ほどの件数につきましては詳細データを持ってきておりませんが、国道398号沿いとか、主要な道路の両側何メートルかが対象になる区域ということで設定されてございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

第3条の、情報通信技術利用事業から農林水産物販売業に改まった主な理由を伺いたいんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 資料を見て、正しい情報ではないのですが、当時こういった過疎地域の適用をつくる時に、当然さまざまな製造業あるいは旅館等々を課税免除の対象に加えることで過疎の脱却に一定程度の効果があるだろうという部分に、この情報通信というのは、情報センター、そういったものが地域にも立地した場合に、特別の償却設備に対して課税の免除をしましょうというような考え方があったんだらうと思っておりますが、あれから数年たって実態が、そういった事業者がなかなか現実的にはあらわれないということから、できれば農林水産物の販売、そういった事業者が立地された場合にこれを適用させようというような法的な考え方の変更だろうと推測はしておりますが、ちょっと出どころをはっきり私どもも調べておりませんので、いずれ機会があればこの後また調べておきます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ちょっと聞きづらいような答弁だったんですけれども。

再度伺いたいのは、この情報通信技術利用事業というのは、イメージからしたんですけれども、よく四国の小さな町あたりで起業しているようなIT系の企業をなるべく町に呼んで、そして若い人たちなりいろいろな方の雇用なり何かをしていくんじゃないかと、そういう思いがあったんですけれども、何か先ほどの答弁ですと、情報センターというような形を想定していたというんですけれども、これはたしか隣の市でしたっけ、何か問題ではないんですけれども、あったような気もしたんですが。

そこで、もう一度伺いたいのは、あえて外す理由をもう一度と、できれば残しておく可能性っていうのはなかったのかどうか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 残しておくという考え方につきましては、親の自立促進特別措置法という、改正案の趣旨の第1条に載っておりますが、そちらで明記をされておりますので、

残すということにはならなかったと思います。

それから、情報通信技術事業の関係なんですけど、議員おっしゃるようにIT関係という、大きい枠でいえばそういうことなのかもわかりません。また、コールセンターなど、そういった業種の進出もそちらこちらの自治体に見られました。そのことで雇用につながったりということもありましたので、当時情報通信技術事業にも適用させるという表記の仕方をしたものと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の答弁で大体わかりました。コールセンターを一応、標準につけたということで、今の時代のあれからして見込めなくなったということで変えたということがわかりました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 質疑というよりは、今までの答弁の内容を聞いていると、何を言っているんだろうという感じもするんです。先ほど同僚議員が、この法の改正によってどれだけの影響があるのか見通しはと言ったら、現状であれば変わらないと思います。現状であれば変わりませんよ、そんなの小学校の子供だってわかる。今度、今のは内容をよくわからないで提案している。何をやっているんですか、あなた方。どうも、本気になって仕事をしているんですか。あるいは議会をばかにしているのか、そういうような感じがします。

町長もう少しね、いろいろ出張して、旅行も大事でしょうけれども、職員の教育。

町長がいないときは副町長だ。あなたは今副町長という名前になっているけど、昔は助役だった。事務助役とって、課長、職員の指導はその助役が指揮をとってやっていたんだ。きちんと目を配ってやらないとだめですよ、こういうやり方は。住民の福祉にならない、これでは。もっと襟を正してやってください。

終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第8 議案第61号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第61号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第61号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町庁舎地中熱空調設備工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第61号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料は68ページになりますので、お開き願いたいと思います。

この工事につきましては、現在工事を施工しております役場庁舎の空調設備によるものでございます。

工事名が、南三陸町庁舎地中熱空調設備工事。

工事場所については、志津川字沼田地内でございます。

工事概要でございますけれども、ヒートポンプが1台。熱源水ポンプ、冷温水ポンプが各1台。それから、昨年度施工いたしました熱交換器と接続するための配管が452メートルになります。

契約方法でございますけれども、見積徴収により随意契約となっております。以下、見積もりの徴収状況が記載のとおりでございます。

工事期間でございますけれども、本契約締結日の翌日から平成29年8月31日となっております。

69ページをお開き願いたいと思います。

仮契約書の写しを添付してございます。ご確認をお願いいたします。

70ページが平面図となっております。

白黒で大変見にくうございますが、上のほうに役場庁舎が四角くございまして、赤く塗ってございますのが配管の位置でございます。庁舎東側の駐車場に昨年度29カ所、100メートルのボウリングをさせていただきました。その後、熱交換器を設置してございますので、それとヒートポンプとをつなぐ配管の位置でございます。

71ページがその断面でございます。

右側に赤で表示したように、下側が前回工事、今回の部分が上に書いているとおりヒートポンプそれから配管となっております。

72ページが機械室の内訳でございます。

建物の北側の部屋が機械室になってございます。それを拡大したものが左下の図面となっております。ヒートポンプが1台、それから各ポンプが設置されているという内容でございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） これは環境に優しいものだと思います。この6,200万円で設置するわけですけれども、我々はこの図面でこうですって言われても、さて対比するものがないとちょっとイメージがつかないんです。

例えば、今南三陸病院とは面積も規模も違いますけれども、対比した場合どのぐらいの電気量、経費、光熱費がどのぐらい違うのか、例えば今のより倍になるのか、熱源が。病院と比べるとどうなのかというのを、もしこの設計を出すときにそういうことまで積算してあるのか、もしわかっているのであれば具体的にでなくて概算、このぐらい、倍になるとか、同じぐらいだとか、新しい病院と比較してどうなのかという観点からお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 新しい病院とという比較はなかなか難しいんですが、一般的に他の方法でやった場合、役場庁舎の空調設備を一般的な方法でやった場合という検討はさせていただいてございます。基本的にいうと燃料費がかからないので、病院と比較すれば、ペレットそれから灯油等を使っていますが、その分がかからなくて、電気量がほぼほぼ同じ程度と



いうことでございます。

それで、今回3分の2ほど国の補助をいただいております。町の持ち出しもございますが、燃料費で割れば四、五年で町の持ち出しはカバーできるという状況でございます。ただ、どうしても導入コストが高くつくという部分がございますので、そこはなかなか一般的には国の補助がないと導入は難しいというシステムでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今の庁舎から見ると何倍程度に今後の、新しい庁舎になると、どの程度、倍までかかるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今この庁舎の維持費がどのぐらいかかっているのか建設課では把握していませんので、なかなか申し上げにくいというよりも、お答えができない状況でございます。一般的なことを申せば、電気代で月100万円とかそういうオーダーになると思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。2番佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 関連になるかと思うんですけども、3月の定例会のときですか、地中熱交換機の整備で井戸を掘ったときに地下水が発生しているというようなことをお話したとは思いますが、そのときの答弁によりますと、いろいろ調べて対策を講じるというお話をいただきました。その中で、資源を大切にすることもお話ししてありますので、その動きはどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 100メートルボーリングしたら湧水があったということで、そういうご報告といたしますかお話をさせていただいてございます。

実際、その水をどう利用するかということでございますけれども、まだ既にボーリングしたところは熱交換器それから砂で埋め戻しをしているということで、昨年度掘削したボーリングの穴はつかえないと。なので、改めてボーリングをせざるを得ないという状況でございますので、ボーリングして終わりではなくて、当然そこにポンプそれから各設備が入ることになりますので、それらがどうなのかと。

それと、基本的には上水道設備、かなり充実してきてございますので、それらがある中で新たな設備投資が必要かどうか、多分そこは検討が必要だと思っています。

飲用水的に若干の問題があるという部分がありますので、使用するとしても中水としてしか利用ができないという状況を考えると、今すぐどうこうという、急ぐべき問題ではないと、

少し時間をかけて、後々の負担も考えながら検討すべき問題と考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 後々までいろいろ考えていくということですが、今現在上水道、それぞれ3カ所に掘削されているんですけれども、この天候で大分地下水が下がっていると、水の水位が下がっていると、そういう形で、旧助作の井戸まで今現在使っているような状況のように思われます。やはり水資源、大事でございますので、このような水源があると、そういうのは確保しておいたらいいんじゃないかと思います。実際、何というんですか、庁舎あるいは病院等にも使える資源ではないかと、そのように思いますので、その辺の考えなんかはどのように思っているのか伺いたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ここに水源があるシステムを考えたときに、水の供給源、今回の震災による開発でかなり地形等が変わってございます。その影響がどうなのか、多分そこまで検討する必要があるんだろうというふうに考えてございます。空から降ってきた雨がたまたまそこにたまるようなシステムになっていますので、それが今回の開発によって、その水の流れが変わっていないのかどうか、その辺も含めて答申する必要があるんだろうと思っています。

それと、あくまでも中水としてしか今利用ができないということだと、平常時は多分余り利用されないものだと、何か非常事態が起きたときに多く利用されるものでございますので、その辺が本当に一定の金額を投資しても必要なものなのかどうか、やっぱりそこは慎重に検討する必要があると思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにごございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第62号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第62号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、新たな役場庁舎の整備における製作家具の購入について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第62号の細部説明をいたします。

議案関係参考資料73ページをごらんください。

業務名は、庁舎備品購入業務（製作家具）でございます。

業務概要といたしましては、新しい南三陸町役場庁舎における備品のうち、地元材を使って製作する備品の整備でございます。

備品の詳細につきましては、参考資料の次のページをごらんいただきます。備品の内訳と数量、それから備品の配置場所を備考に示させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

前のページにお戻り願います。

4の契約方法につきましては、指名競争入札。

入札参加業者は、3社でございます。

入札の結果、仙台市泉区寺岡1丁目1番の3、株式会社ミヤックスが落札いたしました。ミヤックスは資本金2,000万円、従業員数34名。ミヤックスはこれまで、町では伊里前保育所や名足こども園で遊具及び事務用品などの納入実績がございます。

納入期限につきましては、8月21日とし、新庁舎の開庁に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上で、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

製作家具ということで、これはさきにも聞いたんですけれども、オーダー家具として捉えていいのかどうか。

そこで、地元材を使うということなんですけれども、その際に、入札の参加業者を見ると、町内の業者とか、あと石巻市の業者も入っていますけれども、この会社でつくるのか、もしくは委託してつくるのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 地元木材で製作するということになりますので、その部分についてオーダーという形になります。

実際に製作する業者につきましては、この業者ではできませんで、天童にございます天童木工という木材事業者で製作し、それを納品するという形で、それができる業者で選定させていただきました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） この会社でできないということで、わかりました。

戸倉のほうでもこのミヤックス、たしか戸倉小学校とか、あと西戸のあずまやでしたっけ。あとは清水もたしかあずまやをつくっていたと思うんですけれども、そこで、この会社がつくるんじゃないということなんですけれども、それでつくるのは実際は天童木工がつくるということなんです、今後いろいろ状況はあるんでしょうけれども、できれば地元の材料を使うので、近隣の自治体に製作できる場所もあると思うのですが、そういったところを今後使っていくような考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 実際に納品されるものにつきましては、やはり実用性、デザイン、さまざまなものをしっかり充実したものでつくって納品を求めたいと思いますので、近くということでも、なかなかそれができるところがございませんで、今回この天童の天童木工、この事業者1社しかできないということの中で絞らせていただいているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 平成の森の野球場と同じように、随分高レベルというか、いいものを調

達しようという、そういう思いはわかりました。そこで、こちらの要望になるかもしれないんですけども、例えばこの天童木工じゃなくとも、近隣のもくもくハウスをやっている津山木工とか、もしくは新しい志津川の商店街に、どこで寄附したんでしたっけ、フードコートにおさめた木工製品、私あのデザインを見て、あのデザインは隈さんのデザインということでしたけれども、そういったところでも十分できるんじゃないかという、そういう素人考えのような思いがありますので、今後いろいろなオーダー家具初め設計するときは、地元の木材を使うんですから、なるべく近隣の製作所をつかえるようにしてほしいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 地元でできるものはやはりなるべく地元でという考え方を取り入れてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

12時を回っておりますが、終了するまで延長したいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」の声あり）では、異議なしと認めます。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私のほうから1点お伺いいたします。

まずもって、この2,000万円近い入札額ですけども、財産の取得ということなんですけれども、定例会のときも石巻市の業者ですか、備品の購入発注がありました。そこで、今この内容を見ますと、主に議会と町長室、その辺のオーダー家具ということなんですけれども、この町内の杉を使うのであれば、むしろ町民が寄る1階のフロアとかそういうものにつかってもらおうと、町民の人たちが改めて木のぬくもりとか、地場産材だということがPRできると思うんです。まず町長室、議長室のデスク、その他椅子などは必要かもしれないんですけども、そのほかのミーティングテーブルとかサイドボード、キャビネット、ロッカー、そういうものは一般で売られているものでもいいのかと思われましてけれども、町民が主体、役場に来るものですから、そこに町民へのPRも必要ではないかと思われまして。そうした考えがなかったのか。

そしてまた、こういう特殊家具ですよ、そういったものがやはり技術を要するものなので、前者、前議員も申しあげましたけれども、町内の業者でできるもの、できないものがあるかと思うんですけども、やはり町民が集う場所にこういうものを使うべきだと思われましてけれども、その辺、お考えあったのかどうかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町民が多く目にする場所に町産材をより多く使ったほうがいいのではないかというお話でございます。

建物自体は事務棟といいますか、1階部分のはりは全て町産材の集成材と、大断面の集成材を使っておりますので、それが多分目立つものだというふうに考えてございますし、また壁等にそれぞれ木を使わせていただいています。それも町産材ということになってございます。

それと、今回の表の中に、一番下に置き床式可動畳というものがございます。4個ほどでございますが、これはマチドマ、いわゆる町民ホールのなとところに設置するものでございまして、当然お客さんが見えになる、いわゆるVIP等がおいでになる部屋、それから町民の皆様が利用する場所、それぞれに町産材を可能な限り使わせていただいております。

きょうは詳しい資料をお持ちしていないので詳細なお話はできませんが、もしよろしければ終了後にご説明をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 一般町民になった場合、建物は地場産品の南三陸材を使っていますというのはわかるんですけども、そこに待っているうち、椅子に座ってテーブルが置いてある、そういうことが身近で感じられると思うんです。建物はもちろん今もなお地場産材を使っていますということで広告していますけれども、身近で感じる、誰もが感じる、そういうことが大事ではなからうかと思うんです。そんなこんなを感じます。

それと、これは復興予算で値するのかなどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の契約につきましては、先ほど申したとおり、一定の技術レベルがある場所、デザイン等も含めて、そういう部分の発注でございます。これで備品の発注は全て終わりではございませんので、いずれ今後とも町産材を使った備品の購入が続くものだろうと。

先ほど申したとおり、一番下になりますけれども、4個の部分はマチドマに置くものでございます。腰かけにも使えますし、テーブルにも使えるというものでございまして、今回は4個ほど整備をさせていただくと。

ただ、マチドマにつきましても多分いろいろな利用の仕方が考えられると思います。ここで全てを買ってしまうと逆に限定されるおそれがありますので、今後町民の皆様がそこをどういうふうにするか、それぞれに応じた家具の整備が追加として必要になるんだろうと考えてございますので、その際はぜひ議員おっしゃるような考えのもとに整備をしていきたいと考

えてございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 財源については、庁舎建設基金を活用させていただきます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 製作家具ということで、特注のようであります。既製品と比べてどれぐらい違うのかという感じもするので、上から順番にこの単価を話してください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 申し上げます。

74ページをごらんいただきたいと思います。

まず両袖のデスク、町長それから議長用とそれぞれございまして、60万何がしというところでございます。正確に言いますと、町長の分が60万8,000円。議長の机が54万円。

ミーティングテーブル、町長のところが113万円、議長が34万7,000円。

ミーティングチェア、町長、15万8,500円。

サイドボード、町長、議長ともに34万6,000円。

キャビネット、33万円。

ロッカー、町長、議長ともに25万5,000円。

サービステーブル、町長、9万9,000円。

サイドテーブル、議長、24万円。

ソファ3人がけ、議長、53万円。それからソファ1人がけ、議長、25万5,000円。

チェア、議会傍聴席、5万2,000円。

ミーティングテーブル、応接室、151万円。

ミーティングチェア、応接室、55万3,000円。

サイドボード、応接室、122万2,000円。

サービステーブル、応接室、19万円。

置き床式可動畳、37万円。

それぞれに消費税が別になってございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないよう  
でありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたしま

す。

これより議案第62号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成29年第4回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後12時13分 閉会